

岐阜市地域生活支援事業（訪問入浴サービス）
重要事項説明書
<令和7年4月1日現在>

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒500-8309 岐阜県岐阜市都通2丁目2番地 岐阜市民福祉活動センター内
電 話 番 号	0 5 8 - 2 5 5 - 5 5 1 1
代表者（職名・氏名）	会 長 神 田 定 夫
設 立 年 月 日	昭和33年1月（昭和42年3月法人化）

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会訪問入浴サービス	
サ ー ビ ス の 種 類	地域生活支援事業（訪問入浴サービス）	
事 業 所 の 所 在 地	〒500-8887 岐阜県岐阜市西野町六丁目北町9番地2	
電 話 番 号	0 5 8 - 2 1 5 - 1 9 0 5	
指定年月日・事業所番号	平成18年10月1日指定	2 1 6 0 1 4 0 0 1 4
管 理 者 の 氏 名	日置 智美	
通常の事業の実施地域	岐阜市内全域、笠松町全域、北方町全域	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	身体障がい者、知的障がい者、障がい児に対し、適正な訪問入浴サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	① 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、専用車両を用いて居宅における入浴の援助を行います。 ② 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービス提供に努めます。 ③ 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

岐阜市地域生活支援事業の訪問入浴サービスを提供します。従業者等があなたのお宅を訪問し、専用車両を用いて、居宅における入浴の援助を行うサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日
受付時間	月～金 午前8時45分～午後5時30分
サービス提供時間帯	月～金 午前8時45分～午後5時30分

6. 事業所の職員体制

当事業所では、あなたへ対してのサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 1名（兼務）
従業者	看護職員1名以上、介護職員2名以上

7. 利用料（利用者負担金）

あなたがサービスを利用した場合、通常9割が岐阜市地域生活支援事業の給付対象となります。事業者が給付を代理受領する場合には、利用者負担分としてサービス利用料金の1割をお支払いいただくことになります。ただし、減免が適用される場合もありますので、受給者証の利用者負担上限月額をご確認ください。

（1）サービス利用料金

サービス内容	回数	サービス利用料	利用者負担金
入浴介護	1回	13,120円	1,312円
〃 清拭	1回	11,810円	1,181円

（2）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日までに 申し出がなかった場合	当日の利用者負担相当額

（3）利用の変更・追加

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容に応じたサービス利用料金を請求します。

（4）支払い方法

利用料は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、翌月23日までに原則として金融機関口座からの自動引き落としでお支払いください。

8. サービスの利用にあたっての留意事項

(1) サービス提供にあたって

- ①サービスの提供に先立って、受給者証に記載された内容（受給者証番号、サービス種別、支給期間等）を確認させていただきます。受給者証の記載内容に変更があった場合はすみやかに介助員等にお知らせください。また、担当者が受給者証の確認をさせていただく場合には、ご提示をお願いすることもあります。
- ②利用者に係る相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、訪問入浴介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問入浴介護計画」を作成します。なお、作成した計画書は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- ③サービス提供は「訪問入浴介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問入浴介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(2) サービス提供を行う従業者

従業者（看護師、介助員、運転手等）がローテーションにより交替してサービスを提供します。

(3) サービス実施時の留意事項

- ①定められた業務以外の禁止
利用者は定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
- ②サービスの実施に関する指示・命令
サービスの実施に関する指示・命令は全て事業所が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって、利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。
- ③備品等の使用
サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更・追加

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、従業者の稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスが提供できない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。また、相談支援事業者に連絡し、サービス等利用計画の変更の援助を行います。

(5) 従業者の禁止行為

従業者は、サービスの提供にあたり、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受
- ③金銭の貸借、管理
- ④飲酒、喫煙
- ⑤利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(6) 虐待防止に関して

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ②虐待防止のための指針を整備しています。

- ③虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ④上記に掲げる措置を適切に実施するための責任者を設置（管理者）しています。
- ⑤成年後見制度の利用を支援します。
- ⑥苦情解決体制を整備しています。
- ⑦サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

（７）身体拘束に関して

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①身体拘束のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
- ②その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、利用者又はご家族から同意を得ます。

（８）衛生管理に関して

訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行い衛生的な管理に努めます。

また、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施します。

（９）サービス利用にあたっての禁止事項(利用者・従業者)

- ①暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ②パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- ③サービス利用中の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること

９．事故、緊急時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに事務局において対応するとともに、居宅介護支援事業所及び保険者に報告することとします。

利用者の病状急変等の緊急時には速やかに救急車の要請、主治医への連絡等の措置を講じるとともに、管理者へ連絡をいたします。

１０．災害時等によるサービスの変更・中止について

- （１）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び保険者等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- （２）利用者の病状急変等の緊急時には速やかに救急車の要請、主治医への連絡等の措置を講じるとともに、管理者、サービス提供責任者等へ連絡をいたします。
- （３）利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

１１．サービス実施の記録について

（１）サービス実施記録の確認

提供したサービスの実施日時、内容などを記録し、利用者にご確認いただきます。もし内容に間違いがあればご指摘ください。なお、サービス実施記録は、提供日から５年間保存します。

(2) 記録や情報の管理、開示について

利用者の記録や情報は、岐阜市社会福祉協議会情報公開規定に基づいて適切に管理し、利用者の求めに応じてその情報を開示します。なお、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。

1 2. 個人情報の取扱いについて

利用者及び家族の情報については次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。

(1) 使用目的

事業者が障害者総合支援法に関する法令に従い、サービス利用計画に基づき岐阜市地域生活支援事業等を円滑に実施するために必要な場合に使用します。

(2) 使用にあたっての条件

①個人情報の提供は(1)に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。

②事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。

(3) 個人情報の内容(例示)

①氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービス等を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報

②その他の情報

(4) 使用する期間

契約締結日から契約終了日までとします。

1 3. 苦情相談窓口

(1) サービス提供

に関する苦情や相談は、当事業所の下記の専用窓口でお受けします。

事業所相談窓口	フリーダイヤル 0120-294-786 事業所 058-215-1905
受付時間	月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	岐阜市役所 障がい福祉課 受付時間 月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	TEL 058-265-4141 (岐阜市役所代表) FAX 058-265-7613
	岐阜市保健所 受付時間 月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	TEL 058-252-7191 (地域保健課直通) FAX 058-252-0639
	岐阜県運営適正化委員会 (岐阜県社会福祉協議会内) 受付時間 月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	TEL 058-278-5136 FAX 058-278-5137
	第三者委員 長屋 克仁(岐阜市民生委員・児童委員) 上田 千衣子(岐阜市赤十字奉仕団)	

